登録製造時等検査機関における検査員の育成

- 登録製造時等検査機関の検査員は、学科研修、検査実習を修了した者であることを要件としており、経験等に応じて学科研修の時間、検査実習の件数を定めている(労働安全衛生法第46条第3項、別表第6)。
- 登録製造時等検査機関では、行政機関と同等の検査が可能となるような検査員の育成を行っている。

	民間機関	行政機関
研修実施者	登録製造時等検査機関	労働大学校、都道府県労働局、 労働基準監督署
学科研修	160~210時間 (ボイラーと第一種圧力容器の 両方の検査を行う検査員は 180~235時間)	労働大学校 <u>約90時間</u> 都道府県労働局、労働基準監督署 <u>適宜(OJT)</u> (クレーン等に関する研修を含む)
検査実習	10件~15件 (ボイラーと第一種圧力容器の 両方の検査を行う検査員は 20件~30件)	ボイラー <u>12件</u> 程度 第一種圧力容器 <u>12件</u> 程度